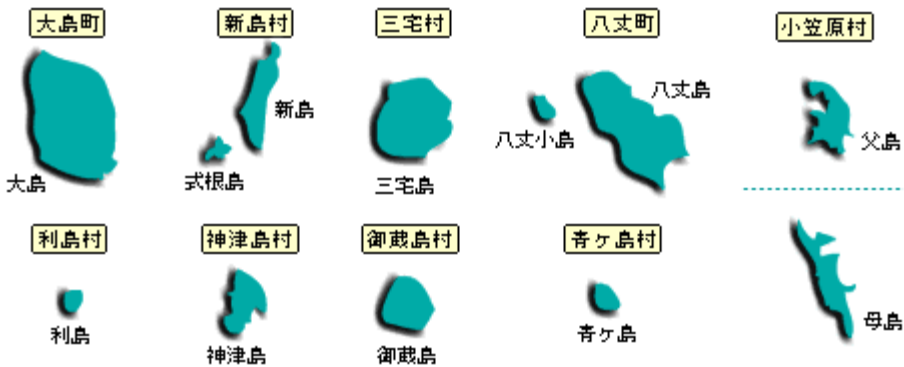
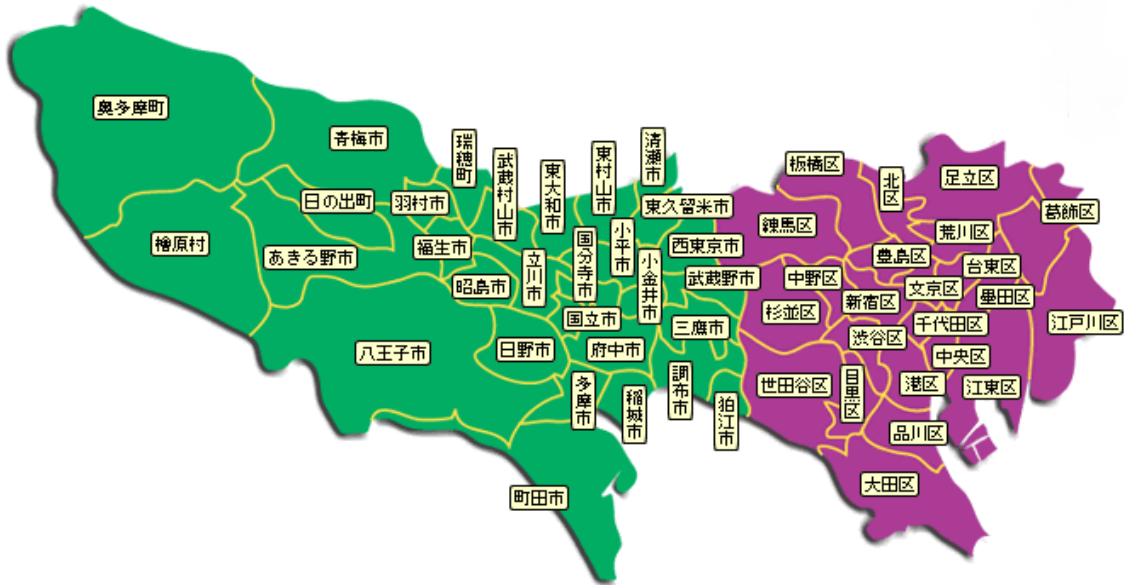


東京都基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成31年3月現在における東京都（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村）の行政区域とする。



面積は約 21 万 9,029 ヘクタールである。

本区域は下記の区域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- 自然公園法に規定する国立・国定公園区域
- 自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域
- 自然公園法に規定する都道府県立自然公園
- 環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

■生物多様性の観点から重要度の高い湿地

千葉県 東京都 神奈川県	江戸川区 大田区	東京湾の干潟・浅瀬
東京都	葛飾区	水元小合溜
東京都	青梅市、(西多摩郡)日の出町、 あきる野市、八王子市	多摩丘陵地帯の湧水湿地
東京都	新島村	式根島港周辺
東京都	八丈町	八丈島周辺沿岸
東京都	小笠原村	小笠原諸島陸水域
東京都	小笠原村	小笠原諸島周辺の砂浜海岸及び周辺浅 海域

(出典：環境省 自然環境局 自然環境計画課)

- 自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画区域
(出典：環境省 自然環境局 自然環境計画課)

- シギ・チドリ類渡来湿地
葛西海浜公園、多摩川河口

本区域は下記の区域を含むものであるが、促進区域から除くものとする。

- 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域
南硫黄島(東京都小笠原村) 367ha

本区域には下記の区域は存在していない。

- 自然環境保全法に規定する自然環境保全地域
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区

■国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等

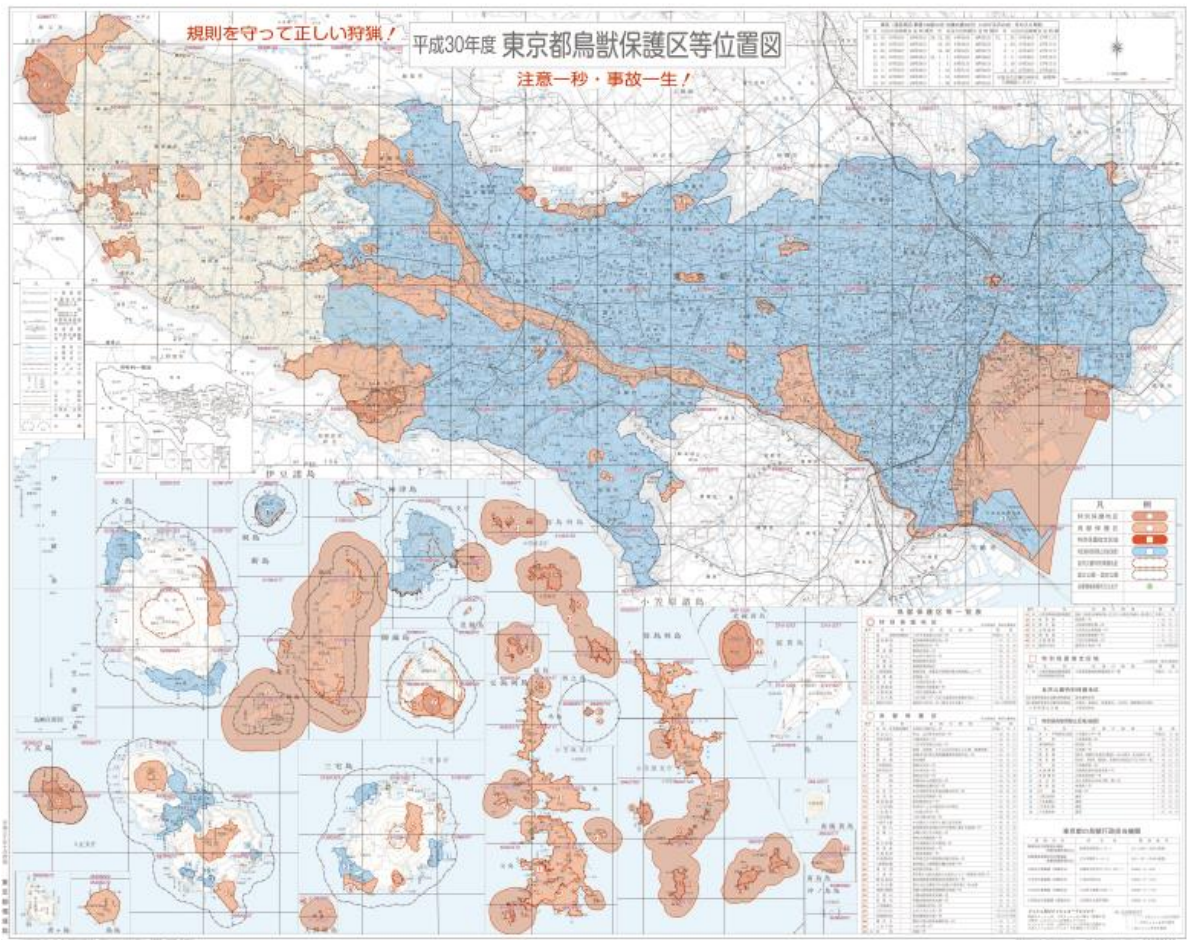
（地図）

■環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落



（出典：環境省自然環境局生物多様性センター）

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区



- 自然公園法に規定する国立・国定公園区域
- 自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域
- 自然公園法に規定する都道府県立自然公園



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

東京都は本州太平洋側の中央に位置し、区部・多摩地域および東京都島しょ部から成っている。沖ノ鳥島・南鳥島を含む小笠原諸島を含むため、日本最南端および最東端に位置する都道府県である。

内陸部は、東西に細長く、その西半分は関東山地の一部をなし、東半分は関東平野に位置し、標高 2,000m を超す山稜から、いわゆる「ゼロメートル地帯」までの高度差を有し、大きくは山地、丘陵地、台地、低地の4つの地形に区分することができる。これらの地形は、各地形を構成する地層と密接に関係している。また、島しょ部は、太平洋西部の広大な海域に分布している。

○山地

・西多摩地域の大部分を占める東京都の山地は、標高にして約 300m～2,000m、地形は急峻で、多摩川や秋川沿いに、狭小な河岸段丘がわずかに発達している。

・あきる野市(旧五日市町周辺)には、新生代第三紀に生成された五日市町層群と呼ばれる地層が盆地状に分布している。

○丘陵地

・山地の周縁部に位置する丘陵地は、西多摩地域の一部と南多摩地域に分布している。標高にして 100m～300m のなだらかな起伏を示し、北から南に阿須山(加治)丘陵、狭山丘陵、草花丘陵、加住丘陵、多摩丘陵が連なっている。

・丘陵地の表面は、火山灰から成る関東ローム層と段丘礫層からなっている。

○台地

・台地は、西多摩地域の東部から北多摩地域、山の手地域にかけて東西に広がり青梅市付近を扇の要とする古多摩川の扇状地形をなしている。標高は、20m～200m の範囲の地域である。

○低地

・低地は、最も新しい地質時代である沖積世(1万年前～現在)に形成された地層(沖積層)によって特徴づけられる地域で、沖積低地と谷底低地の2つに区分できる。

・沖積低地は、荒川、隅田川、江戸川の下流域のいわゆる下町低地と多摩川下流域の大田区南部の多摩川低地である。地盤は、場所により多少の差はあるが、重量構造物の支持層となる固くしまった洪積層とその上部の軟弱層に区分できる。

・石神井川、善福寺川、浅川など台地や丘陵地を流れる中小河川に沿う谷底低地では、沖積層の厚さは谷の下流部でも 10m 位で、沖積低地と比べ厚くはないが、谷底低地には、かつて繁茂した水葦類が完全に分解される前に埋没し、泥炭層(腐植土層)を形成した箇所がある。

②インフラの整備状況

東京都には、新幹線、高速道路網、港湾、空港の充実した交通インフラが下記の通り整備され、全国各地、各国と結ばれている。

○新幹線

上越新幹線、北陸新幹線、東北新幹線、東海道新幹線

○高速道路

高速自動車国道東名高速道路、中央自動車道、関越自動車道、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道（圏央道・国道468号）、首都高速道路、第三京浜道路（国道466号）

○港湾等

東京港、大島（元町港、岡田港、波浮港）、利島（利島港）、新島（新島港、羽伏漁港、若郷漁港）、式根島（式根島港、野伏漁港）、神津島（神津島港、三浦漁港）、三宅島（三池港、大久保港、阿古漁港、伊ヶ谷漁港）、御蔵島（御蔵島港）、八丈島（神港港、八重根港、八重根漁港）、青ヶ島（青ヶ島港、大千代港）、父島（二見港）、母島（沖港）

○空港

東京国際空港、調布飛行場、大島空港、三宅島空港、八丈島空港、新島空港、神津島空港、東京ヘリポート

③産業構造

東京都は日本の首都であり、都内総生産は、平成27年度都民経済計算によると、104兆3,392億円で全国の19.6%を占め、オランダやトルコに匹敵する経済規模を有している。また、平成28年経済センサスー活動調査によると、事業所数は約62万所、会社企業数は約25万社で、それぞれ全国の11.6%、15.3%を占めるとともに、多くの外資系企業が立地しており、東京都は国際的なビジネス拠点となっている。

こうした中枢機能が集積する一方、地域に密着した多様な中小企業群も存在している。平成26年経済センサスー基礎調査によると、都内企業数の98.9%を占める中小企業は、地域活力の源泉として、また、産業の牽引役として、重要な役割を果たしており、中でも製造業では、「医療・健康・福祉」「環境・エネルギー」「航空機・宇宙」「ロボット」などの、今後成長が期待される分野への参入が進みつつある。また、都心・副都心・城北地域では印刷・同関連業が、城東・城南地域では金属製品の事業所数が多く、集積している分野が地域ごとに異なるなどの特色がある。

情報通信業については、総生産の都道府県別構成比をみると、東京都が全体の約4割を占め、最も高くなっている。都内総生産の推移をみると、2015年度は5年連続で増加して11.2兆円となっており、情報通信業が都内総生産全体に占める割合も長期的に上昇傾向で推移し、2015年度は10.7%と、東京都の産業の中で大きな位置を占めている（東京都「都民経済計算」、内閣府「県民経済計算」）。

さらに、江戸時代から続く伝統文化や最先端の技術に加え、食やエンターテイメント、アニメやマンガ等のポップカルチャー、ファッション、多摩・島しょの豊かな自然など、多様で豊富な「宝物」を有しており、訪都外国人旅行者数、国内旅行者数ともに増加するなど、観光産業も活性化している。加えて、東京都の農林水産業は、大消費地に近い立地条件を活かし、様々な農林水産物を生産しており、都一帯に渡り、多種多様な産業の集積が存在している。

④人口分布

平成27年国勢調査によると、東京都の人口は約1,352万人で全国第1位、区部が約927万人

で都全体の 68.6%を占めている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

(東京都が目指すもの)

東京都は、以下の3点の「新しい東京」をつくることを将来像に掲げている。

○誰もが安心して暮らし、希望と活力を持てる東京

○成長を生み続ける持続可能な東京

○日本の成長の牽引役として世界の中で輝く東京

(東京都の社会経済)

① 多くの企業が集積する東京都

東京都の事業所数は約 62 万所、就業者数は約 800 万人で、それぞれ全国の 11.6%、13.6%を占めている。会社企業数は約 25 万社で、全国の 15.3%を占め、特に資本金 10 億円以上の企業数は全国の 50.6%を占めている。一方、東京都では多様な中小企業が事業活動を展開しており、都内企業の 98.9%が中小企業となっている。東京都内の中小企業は、地域社会を活性化させるとともに地域経済を支える基盤として、重要な役割を果たしている。

また、東京都には外資系企業の 76.3%が立地しており、国際的なビジネスの拠点でもある。このように多くの事業所や企業が集積している東京都では、活発な経済活動を支える事業資金の需要も多く、銀行貸出残高は全国の 42.4%を占めている(日本銀行「預金・貸出関連統計(2018年3月末)」)。

② 多様な産業が展開する東京都

東京都の総生産額(名目)は約 104 兆円、一人当たりの都民所得は約 451 万円で、全国平均の約 1.5 倍となっている。

東京都の工場数や製造品出荷額等は、全国の 10%未満となっている一方、「卸売業、小売業」における商品販売額は全国の 34.3%を占めている(東京都「2016 東京の工業」)。また、東京港、羽田空港、成田空港を合計した輸出額は全国の 22.3%、輸入額は 32.9%を占めている(東京税関「貿易概況(平成 29 年分)」)。さらに、「情報通信業」の事業所は全国の約 3 分の 1 が東京都に集積しており(総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサスー活動調査」)、大学や自然科学研究所も多く立地するなど、研究・開発も活発に行われている。

平成 28 年就業構造基本調査によると、有業者のうち第 3 次産業の占める割合は 83.7%と全国平均より高く、県民経済計算によると、サービス業の生産額は全国の 19.9%を占めている。

また、東京都には多くの外国人が訪れており、2017 年の訪都外国人旅行者数は約 1,377 万人となった(東京都「平成 29 年東京都観光客数等実態調査」)。

これらの社会経済の状況を踏まえ、製造業や情報通信業、観光関連産業等の付加価値を高め、質の高い雇用の創出につなげていく。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	-	3,336,160 万円	-

(算定根拠)

- ・ 地域経済牽引事業による付加価値創出額
= 地域経済牽引事業の平均付加価値増加額 × 地域経済牽引事業の新規事業件数 × 地域経済牽引事業の域内への波及効果
11,504 万円 × 200 件 × 1.45 = 3,336,160 万円

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の創出件数	-	200 件	-

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（１）～（３）の要件全てを満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 11,504 万円（東京都の 1 事業当たり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 28 年））を上回る

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、次のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 27%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 27%増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 7%増加すること。

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

該当なし

（２）区域設定の理由

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①東京都の機械、金属、化学、電子・デバイス等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②東京都の情報通信・IT 関連産業等の産業集積を活用した第4次産業革命分野
- ③東京都内の観光名所や多摩・島しょ地域における自然・景観等の観光資源を活用した観光分野

(2) 選定の理由

- ①東京都の機械、金属、化学、電子・デバイス等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

東京都には、業務用機械、電気機械、金属製品、非鉄金属、化学、プラスチック、電子部品・デバイス等、多くの製造業が集積している。これらの産業集積を基盤にして、経済社会の新たなニーズを捉えた製品・商品等の製造・販売を促進することにより、成長ものづくり分野の推進を図る。

《東京都における製造業の集積》

○東京都の製造業の事業所数は2万7142事業所あり、全国比7.6%である。業務用機械、電子部品・デバイス、情報通信機械など7分類で事業所数が全国1位であり、全24分類中20分類で全国10位以内となるなど、製造業の集積は顕著である。

【産業中分類別事業所数・全国比・全国順位（東京、平成27年）】

	中分類	東京都	全国	全国比	順位
	製造業計	27,142	356,752	7.6	3
1	食料品	1,219	39,150	3.1	6
2	飲料・飼料等	85	6,772	1.3	32
3	繊維	1,823	32,300	5.6	4
4	木材・木製品	285	11,399	2.5	14
5	家具・装備品	925	17,794	5.2	6
6	パルプ・紙・紙加工品	1,067	8,912	12.0	2
7	印刷・同関連業	4,256	22,140	19.2	1
8	化学	345	5,788	6.0	3
9	石油・石炭製品	24	1,224	2.0	22
10	プラスチック	1,449	18,575	7.8	4
11	ゴム製品	490	4,010	12.2	1
12	皮革・同製品	1,154	3,726	31.0	1
13	窯業・土石	416	17,200	2.4	14

14	鉄鋼業	324	7,124	4.5	5
15	非鉄金属	380	4,226	9.0	3
16	金属製品	3,901	47,344	8.2	2
17	はん用機械	802	10,817	7.4	3
18	生産用機械	2,345	32,756	7.2	3
19	業務用機械	1,189	6,819	17.4	1
20	電子部品・デバイス	626	5,987	10.5	1
21	電気機械	1,203	13,046	9.2	2
22	情報通信機械	248	1,816	13.7	1
23	輸送用機械	568	15,484	3.7	9
24	その他の製造業	2,018	22,343	9.0	1

総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査 製造業（産業編）」、東京都「工業統計調査」

○また、東京都の製造業を従業者規模でみると 30 人未満が 9 割以上を占めている。事業所数では、1～3 人の企業が 50.4%と半数以上を占めている。このように、東京都のものづくり企業は、中小企業の割合が高いのが特徴である（平成 28 年経済センサス-活動調査製造業（産業編））。

○こうした中小企業の中に、高度な技術力や豊かな発想を活用して、高付加価値化を図っている企業が数多く見られる。また、大学・研究機関、大手企業等との近接性を活かし、多品種少量、短納期、試作などを得意とする中小企業や研究開発型企业も数多く立地している。

《東京都の将来人口推計》

○平成 27（2015）年国勢調査による人口を基準に、2060 年までの東京都の人口を推計すると、東京都の人口は、今後もしばらく増加を続け、2025 年の 1,408 万人をピークに減少に転じるものと見込まれる。

○また、2015 年の東京都の老年人口の割合（高齢化率）は 22.7%であるが、今後、更に高齢化が進み、2025 年には 23.0%となる見込みである。東京都では 2015 年から 2060 年までに全国の後を追うように急速に高齢化が進んでいく。その速度と規模は、より先鋭的なものであり、社会保障関係費の増高など深刻な問題が生じることが予想される。

○このように人口減少と高齢化に伴い国内需要が減少する中、経済成長を維持していくためには、成長産業分野を中心とした今後の成長が期待できる産業へのシフトが重要である。

《都の成長産業分野への支援》

○都は、今後の都政の具体的な政策展開を示す新たな 4 か年の実施計画として、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」（以下、「2020 年に向けた実行プラン」とする。）を 2016 年（平成 28 年）12 月に策定した。

○その中で、健康・医療、環境・エネルギー、危機管理等の都市課題を解決する産業分野

やロボット技術、航空機産業などの高度な技術が必要とされる産業分野を今後の成長が見込まれる分野として位置付けている。

○今後も引き続き、成長産業分野における中小企業の技術・製品開発を重点的に支援し、中小企業の参入を促進することとしており、新たな成長産業分野への地域企業の参入支援も含め、次世代産業をはじめとした産業集積を活用した成長ものづくり関連産業の創出と更なる集積を目指していく。

○以上から、東京都の機械、金属、化学、電子・デバイス等の産業集積を活用して、高度なものづくり技術を持つ中小企業等の成長産業分野への参入を推進していく。

②東京都の情報通信・IT 関連産業等の産業集積を活用した第4次産業革命分野

都内産業は多様な産業集積と優れた技術を有しているが、更なる競争力強化のため、生産性の向上や人材の確保が課題となっている。都内の情報通信・IT 関連産業の集積も活用し、都内企業における IoT、AI、ロボット等の導入を後押しすることで、都内企業の生産性向上や直面する人材不足等の課題の解決を支援していく。

《東京都における情報通信・IT 関連産業等の集積》

○情報通信業の国内総生産の都道府県別構成比をみると、東京都が全体の約4割を占め、最も高くなっている。情報通信業の都内総生産の推移をみると、長期的に増加傾向で推移しており、平成27年度は5年連続で増加して11.2兆円となっている。また、情報通信業が都内総生産全体に占める割合も長期的に上昇傾向で推移しており、平成27年度は10.7%と、東京都の産業の中では卸売・小売業、専門・科学技術、業務支援サービス業、不動産業に次いで第4位を占めている（東京都「都民経済計算」、内閣府「県民経済計算」）。

○また、情報通信業の事業所数、従業者数の全国比においても、事業所数で約35%、従業者数で約52%とともに「全産業計」を大きく上回っており、情報通信業が東京都に集積している。（平成28年経済センサス-活動調査）

《東京都の将来人口推計》

○（2）①に記載のとおり、急速な人口減少と高齢化は企業の人材確保を難しくさせ、経営者の高齢化も顕著になる。

○このような中、ICT等の技術を活用し、企業の生産性向上に向けた業務の効率化や新ビジネス展開を支援していくことが重要である。

《都のICTの取組》

○都では、平成29年12月に「東京都ICT戦略」を策定し、ICTを様々な施策に導入し、効果的に活用することで課題を乗り越え、2020年に向けた実行プランで示された安全・安心な「セーフシティ」、誰もが活躍できる「ダイバーシティ」、持続的な成長を続ける「スマートシティ」の3つのシティへと東京を進化させていくことを推進している。

「東京都ICT戦略」は、戦略の基本的な考え方として、4つの柱（①都市機能を高めるに当たって、ICTを活用する②データを活用する③ICTを活用し、官民連携で行政課題を

解決する仕組みを構築する④民間における ICT 活用を後押しし、生産性向上・新価値創造を図り、東京・日本の成長につなげる)を掲げ、都事業における ICT の利活用だけでなく、民間の ICT 活用についても後押ししている。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、東京が最先端 ICT のショーケースとなるようないくつもの事業を展開し、大会後にはそれをレガシーとして、更なる ICT 化を進めていく。

○また、都は都内中小企業の生産性向上を後押しするため、IoT、AI、ロボットの導入を支援する普及啓発セミナー、専門家による窓口相談、導入にあたっての適正化診断、機器診断、費用助成などの施策を展開している。また、IoT 化の推進に向けて、技術相談や製品の開発支援も併せて実施している。

○以上から、今後も情報通信業の市場規模や ICT を活用した取組の拡大が想定されるため、東京都の情報通信・IT 関連産業等の産業集積を活用した第 4 次産業革命分野を推進していく。

③東京都内の観光名所や多摩・島しょ地域における自然・景観等の観光資源を活用した観光分野

東京都内には豊富な観光資源があり、また、訪都外国人観光客等も増加の一途をたどっている。事業者による、訪都旅行者の消費拡大のための取組や快適な受入環境を整備するための取組を支援する。

《訪日・訪都外国人観光客の増加》

○日本を訪れる外国人旅行者数は、一時的な落ち込みはあるものの、右肩上がり伸びており、平成 29 (2017) 年の外国人旅行者数は、過去最高の約 2,869 万人に達している。

○このような中、東京都を訪れる外国人旅行者数もこの 10 年間で約 2.6 倍に増加し、平成 29 (2017) 年は過去最高の約 1,377 万人に達した。訪都国内旅行者数についても長期的に見て増加傾向にあり、近年は 5 億人超で推移している (東京都観光客数等実態調査)。

○訪都旅行者の増加は、旅行業や宿泊業、運輸業、飲食業はもとより、レジャー産業、食品業、小売業、イベント産業、会議施設、通訳・翻訳業などの観光産業の発展に寄与し、経済への大きな波及効果が期待できる。

○実際に訪都旅行者の消費がもたらした経済波及効果は平成 29 (2017) 年の調査で約 11.3 兆円 (「平成 23 年東京都産業連関表」を基に集計) にまで達している。

《観光名所等の観光資源》

○東京都は、江戸時代から続く伝統文化や最先端の技術に加え、食やエンターテインメント、アニメやマンガ等のポップカルチャー、ファッション、多摩・島しょの豊かな自然や美しい景観など、多様で豊富な「宝物」である観光資源を有している。

○区部では、新宿駅を中心に、ショッピングの東口、ビジネスの西口と様々な顔を持つ新宿や、日本の kawaii「かわいい」が多い若者の街である渋谷、東京スカイツリーや雷門をランドマークに東京都の新旧が交差する押上・浅草、電化製品やサブカルチャーの街である秋葉原など、多種多様で魅力あふれるエリアが多数ある。例えば、東京スカイツリーの

平成 29 年度の入場者数は 444 万人（東武鉄道株式会社 2017 年度決算説明資料より）、雷門を含む浅草地区の平成 28 年の年間観光客数は 1,894 万人と推計されている（平成 28 年度台東区観光統計・マーケティング調査より）。

○また、多摩地域では、富士山と並んでミシュランの三ツ星に認定された高尾山や、トレッキングの楽しめる溪谷、鍾乳洞など、大自然の息吹が感じられるエリアが多数存在する。

○さらに、大手メーカーの工場や飛行機の機体工場、印刷博物館などの工場見学、試飲ができる酒蔵の見学、野菜栽培の農業体験など、産業観光のニーズを満たす施設も存在する。

○島しょ地域では、大島を最北端に、南北に連なる 100 余りの島々からなり、東京港の竹芝客船ターミナルから高速船で最短 1 時間 45 分の大島、羽田空港から直行便で 50 分の八丈島など、気軽に訪れることができる。伊豆諸島及び小笠原諸島の観光客数も近年 45 万人前後で推移している（伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査報告書（東京都））。手つかずの自然や島特有の生態系に恵まれた島では、ダイビング、サーフィン、海水浴、トレッキング、ガイド同伴のエコツアー、バードウォッチング、釣り、星空観察などさまざまなアクティビティが体験でき、これらの資源を活用した体験型観光などの観光産業も盛んである。

《特産品等の活用》

○東京都の特産品を見てみると、それぞれの地域にキラリと光る宝物（特産品）がたくさんあり、こうした既存の地域資源を観光に活用していくことも重要である。

○具体的には、小松菜（26 億円）やほうれん草（21 億円）、枝豆（12 億円）、トマト（12 億円）などの多種多様な農産物をはじめ、キンメダイ（17.1 億円）、カジキ類（2.4 億円）、マグロ類（2.3 億円）などの海産物、きのこ類（2.6 億円）や椿油（1.3 億円）等の林産物、また、トウキョウ X や東京しゃもなどの畜産物、その他加工品等が生産されている（カッコ内は東京都内の生産額（2016 年）。農林水産省「生産農業所得統計」、東京都「東京の森林・林業」、「東京都の水産」）。

○こうした都内産の農林水産物等について、大消費地に近いという地の利も生かし、新鮮で安全・安心な食材の提供という点を一つの“売り”にしつつ、ブランド化と魅力の発信を一層推し進め、農林水産業等の更なる振興につなげながら観光集客のためのコンテンツ（観光客への提供、土産品等）とし、観光資源の充実を図っていくことが重要である。

《都の観光産業振興の取組》

○東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が迫り、これまで以上に東京への注目が集まる中、大会までにより多くの外国人旅行者を受け入れる環境を確実に整え、大会を成功に導いていくため、「PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン 東京 2020 大会に向けた重点的な取組」を策定し、3つの重点テーマ（①世界一のおもてなし都市・東京の実現②世界の旅行者を楽しませる旅行体験の創出③旅行地としての世界的な認知度の向上）を設定し、取組を進めている。また、この策定したプランに基づく重点的な取組により東京 2020 大会以降に継承するこれらのレガシーを、大会後の観光産業の発展の礎としていく。

○特産品に関する行政の取組として、都は、直売所やアンテナショップ、各種イベントなどを通じた、多摩産農林水産物の魅力発信、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競

技大会の選手村等における食材としての使用も見据え、多摩産農産物の JGAP（食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証）などの認証取得を加速させ、その安全性や販売力の更なる向上、消費者ニーズや地域の特長を踏まえ、農林水産物等の新品種の開発に取り組むとともに、独自の PR や販売方法の検討、加工品などの新商品の開発、地域団体商標や地理的表示保護制度を活用した地域ブランド化などによる差別化、高付加価値化等の取組を推進している。

○アメリカの富裕層向け大手旅行雑誌「Condé Nast Traveler（コンデ・ナスト・トラベラー）」（米国版）が平成 30（2018）年 10 月に公表した「世界で最も魅力的な都市」のランキング（米国を除く）において、東京都は 3 年連続で第 1 位に選ばれた。これは、都の観光 PR や旅行者の受入環境整備など、行政と民間が力を合わせて推進してきた様々な取組の成果によるものと考えられる。

○以上から、東京都内の観光名所、多摩・島しょ地域における自然・景観等の観光資源を活用した観光分野を推進していく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業展開にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①各種予算措置

都及び区市町村において、経営支援・技術支援など、中小企業支援を中心とする産業振興施策に関する各種予算措置を講じていく。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①オープンデータの提供

都及び都内区市町村のオープンデータを横断的に検索・取得できる「東京都オープンデータカタログサイト」を公開している。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

東京都産業労働局内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

事業環境の提案を受けた場合については、区市町村及び関係機関等と検討した上で対応することとする

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①中小企業対策

○経営支援

個々の中小企業や各業界における新しい技術・製品や新しい事業・サービスの開発への積極的な自助努力、また、地域・企業のグループによる活性化の取組に対して支援

○技術支援

- ・新製品・新技術の開発や基盤技術強化のための助成
- ・新製品・新技術の開発成果の実用化に向けた支援、都市課題解決に寄与する新製品・新技術の開発促進、普及に向けた支援

- ・知的財産制度にかかわる普及啓発活動、一般相談支援と権利の取得から活用、ノウハウ秘匿などの高度な知的財産戦略を導入するための支援、大企業等の保有する知的財産権を活用した中小企業の新製品の開発・製品化支援

- ・セミナー等による中小企業のデザイン導入・活用支援、産学連携等によるデザインを活用した中小企業の製品開発支援、中小企業のパートナーとなるデザイナーの育成等の支援

○創業支援

- ・創業に必要な知識や、経営基盤の確立に必要な販売戦略、財務管理等のノウハウ習得に関する人材育成事業

- ・インキュベーションオフィスなどによる創業の場や創業者同士が切磋琢磨する場の提供

- ・創業の立ち上がりに必要な運転・設備の資金融資や創業期に必要な人件費、広告費、事務所借上費、産業財産権出願・導入費、技術開発・販路開拓に要する資金の助成
- ・取引先の開拓や出資等につなげるための既存企業やベンチャーキャピタル等との交流の場の提供や専門家の継続的な助言による経営の安定的発展を目指すソフト支援
- 地域工業の活性化
 - ・区市町村と連携しながら、ネットワークの強化や広域的な企業間取引の活性化を図る取組を支援
 - ・競争力のある企業を呼び込むための立地支援や操業環境の整備
 - ・都内での立地を希望する企業に対して情報提供等を行う相談センターを運営
- 地域商業の活性化
 - ・都が直面する行政課題の解決につながる商店街の取組への支援
 - ・商店街が地域団体と連携して行う地域ぐるみの活動に対する支援
- 総合的支援
 - ・公益財団法人東京都中小企業振興公社を核として、商工部等の都の機関や地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター等の各支援機関が相互に連携して支援を行う総合支援
- 金融支援
 - ・信用保証制度に基づいた制度融資を実施
 - ・都と地域の金融機関との連携による新保証付融資制度や、中小企業者が所有する動産や債権を担保とする融資制度などを推進
 - ・女性や若者、シニアの地域に根ざした創業や中小企業者の事業承継の支援
 - ・ファンドへの出資を通じた中小企業やベンチャー企業への支援
- ②観光産業対策
 - 外国人旅行者誘致
 - ・東京都に広く世界から旅行者を誘致するために、官民一体となったブランディングを進めるとともに、効果的で的確なプロモーション活動を実施
 - 魅力を高める観光資源の開発
 - ・東京都が持つ様々な観光資源を生かし、旅行者のニーズを把握しながら、多様な観光資源を複合的に組み合わせ、旅行者を惹き付けるとともに、来訪者の回遊性を向上
 - 受入環境の充実
 - ・旅行者の移動・滞在を支える基盤の整備を計画的かつ集中的に進めるとともに、旅行者を迎え入れる滞在環境の整備や、観光事業者のサービスレベルの向上を図る取組を支援

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 31 年度	平成 32 年度～平成 35 年度
【制度の整備】		
①各種予算措置	要求・執行	要求・執行
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
①オープンデータの提供	運用	

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
①相談窓口を設置	設置・運用	運用
【その他】		
①中小企業対策	運用	運用
②観光産業対策	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、都と区市町村に加え、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、公益財団法人東京都中小企業振興公社、公益財団法人東京観光財団、公益財団法人東京都農林水産振興財団など都の外郭団体、さらには経済団体、金融機関など地域の支援機関がそれぞれ連携を図りながら支援の効果を高めていく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

以下の支援機関等が都内企業に対する技術面、経営面から様々な支援を行う。

①地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

都内中小企業の振興を図り、都民生活の向上に寄与することを目的に設立された東京都における公設試験研究機関であり、産業技術に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行っている。

②公益財団法人東京都中小企業振興公社

中小企業の発展と地域経済の振興に貢献することを目的に設立された東京都における中小企業の総合的・中核的な支援機関であり、都内中小企業に対して各種支援事業を提供している。

③公益財団法人東京観光財団

東京都で生まれた産業や技術と東京都が有する歴史的文化的に価値ある資源等を活用して、東京都における魅力ある観光と国際的なコンベンションの振興を図り、産業と経済を活性化させるとともに、国民文化の向上と国際相互理解の増進に寄与することを目的に設立された都内唯一の広域観光団体であり、旅行者やビジネスイベントを誘致するとともに、地域の観光振興や受入環境を向上するための取組を幅広く行っている。

④公益財団法人東京都農林水産振興財団

都市と調和する農林水産業の振興、うるおいと活力ある都民生活の向上、感性豊かな次世代の育成に寄与することを目的に設立された東京都における農林水産事業者の総合的支援機関であり、東京都内において、農林水産業の担い手となる後継者の確保育成や農林水産業の振興、森林保全整備、緑化推進事業等を行っている。

⑤東京都内商工会議所（東京、八王子、武蔵野、青梅、立川、むさし府中、町田、多摩）

商工会議所法に基づき設立され、会員（商工業者）で構成される民間の総合経済団体。商工業の総合的な発達と社会一般の福祉の増進を目的に、経営支援活動、政策活動、地域振興活動の3つを柱として活動している。具体的には、経営に関する相談や資金調達、共済制度や福利厚生、人材採用や育成（研修）などを行っている。

⑥東京都商工会連合会

商工会法に基づき設立された法人であり、商工会の健全な発達を図り、商工業の振興に寄与することを目的として設立され、商工会の組織又は事業に関する指導及び連絡、商工業に関する情報及び資料の収集・提供、調査研究、展示会等の開催、商工業に関する技術又は技能の普及又は検定の実施などの事業を行っている。

⑦一般社団法人首都圏産業活性化協会

埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県中央部等を一体とした地域の産学官の強固な連携を背景に、地域産業活性化に関する調査研究や地域産業活性化に資する研究開発の促進・新規創業環境の整備などの事業を行っている。

⑧東京都中小企業団体中央会

中小企業等協同組合法に定められた団体であり、都内中小企業の健全な発展を図るために、中小企業の組合による組織化を推進し、その連携を強固にすることによって中小企業に対する各種支援・施策を行っている。

⑨東京都商店街振興組合連合会

中小小売業者の経営の安定に寄与することを目的に設立されており、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立・運営等に関する指導並びに商店街活性化のための各種研修及び調査事業等を行っている。

⑩一般社団法人東京工業団体連合会

中小製造業を中核として組織された 33 の地域工業団体によって構成される連合組織。会員が相互連携して公共機関等に協力しながら、都内産業の振興に寄与することを目的に設立された組織であり、企業共通の利便と東京都の工業の維持発展を図る事業を行っている。

⑪一般社団法人東京都中小企業診断士協会

中小企業診断制度の普及と推進を図り、地域中小企業と地域経済の健全なる発展に寄与することを目的とした法人であり、中小企業の経営の診断及び経営に関する助言、調査研究及び関係機関への提言、経営診断に関する研修会及び研究会の開催等を行っている。

⑫東京信用保証協会

信用保証協会法に基づく公的機関であり、中小企業が金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的として私募債を発行するとき、保証人となって借入れを容易にし、企業の育成を金融の側面から支援を行っている。

⑬日本政策金融公庫

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する機関であり、セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給・民間金融機関との連携や成長戦略分野等への重点的な資金供給などの事業を行っている。

⑭東京きらぼしフィナンシャルグループ・きらぼし銀行

東京都民銀行、八千代銀行、新銀行東京の3行が2018年5月1日に合併してできた金融機関。「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献」を経営理念として掲げ、資金調達、経営・事業支援、創業支援、事業承継支援などを行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

地域経済牽引事業の活動に当たっては、その事業活動に伴って生じる公害の防止など必要な措置を図るとともに、環境への負荷を回避・低減するための十分な配慮を行い、環境の保全に努めるものとする。関係法令及び条例規則等の遵守に加え、東京都環境基本計画（平成28年3月）に定める「環境の確保に関する配慮の指針」に基づき、地域の特性や事業活動の内容に応じ、事業が環境に及ぼす影響をできる限り小さくするための配慮を行う。

配慮が必要な項目を以下に示す。

- ・エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制
- ・環境負荷の少ない交通
- ・持続可能な資源利用・廃棄物の適正処理
- ・大気環境の向上
- ・化学物質、土壌汚染などによる環境リスクの低減
- ・騒音・振動・悪臭対策
- ・生物多様性の保全・緑の創出
- ・水循環の再生と水辺環境の向上
- ・暑さ対策
- ・景観形成・歴史的・文化的遺産の保全・再生

特に大規模な地域経済牽引事業を行う場合には、当該事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、事業者、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めた上で事業を実施する。

また、閉鎖性水域である東京湾内湾の水質改善のため、水質汚濁防止法に基づく指定地域においては、東京都総量削減計画及び総量規制基準の規定を遵守するものとする。

「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）」に掲げる鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地及びこれらの区域に近接している区域あつては、経済牽引事業の実施に際し、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮するとともに、希少な野生動植物種が確認された場合には、都と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

本計画の実施にあたっては、地域経済牽引事業の促進によって、犯罪及び事故を増加させ、または地域の安全と平穏を害することのないよう配慮する。東京都安全安心まちづくり条例に基づく防犯に配慮した設備や自主防犯体制の確立による犯罪の防止、外国人従業員等に対する法令遵守や被害防止の指導、交通安全施設の整備による交通事故防止、雇用や就労に関する法令に基づく雇用・就労の適正化、東京都暴力団排除条例等に基づく暴力団等の排除の取組を推

進するなど、警察と連携し、地域の安全と平穏等を確保する。

(3) その他

① P D C A体制の整備等

毎年度、東京都と基本計画を策定した市区町村において、基本計画と地域経済牽引事業に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行っていく。

② 諸計画との調整方針等

東京港では港湾法に基づく港湾計画において、港湾施設の規模・配置、土地造成・土地利用計画などを定めている。本計画は港湾計画と調和して整合を図るものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成35年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。